

第 34 回

新 城 市 農 業 委 員 会 会 議 録

新 城 市 農 業 委 員 会

第 34 回 新 城 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和8年7月24日（金）午後2時00分 新城市役所 4階会議室4－2・4－3

1 出席委員は次のとおりである。

議席1番	河合 勝正	議席2番	西郷 耕一	議席3席	欠 員
議席4番	原田 裕子	議席5番	武川 喜久	議席6席	生田 智美
議席7番	片桐 彦一	議席8番	竹川 正文	議席9席	森本 逸男
議席10席	欠 席	議席11席	久保田 尚子	議席12席	小山 嘉之

1 本会の事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長 松山 元晃

書 記 近藤 由幸 美澤 藍 諸橋 里奈 松井 亜詠 加藤 良一

午後2時00分 開会

議長

ただいまの出席委員は11人中10名です。定足数に達しております。第34回新城市農業委員会を開会します。

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め指名いたします。

2番委員、4番委員 にお願いします。

議長

次に、日程第2の議案の審議を行います。

議長

はじめに、第164号議案の農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第164号議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。所有権移転8件です。お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人、妻がおり、農作業歴は本人0年妻26年で年間従事予定日数は150日・90日です。また農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は自宅から自動車で5分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は1,784.91㎡です。権利取得後は、野菜、しいたけ、花、柿、柑橘の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号2番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻・父・子がおり、農作業歴は本人40年、妻40年・父70年・子30年で、年間従事予定日数は150日・100日・30日・30日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から自動車で10分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は1,140.00㎡です。権利取得後は、さといも、じゃがいもの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号3番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、代表取締役、取締役2名がおり、農作業歴は代表取締役11年、取締役26年、23年です。年間従事予定日数は200日・300日・300日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は法人の事業所から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は15,221.63㎡です。権利取得後は、季節野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号4番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人、妻がおり、農作業歴は0年、0年です。年間従事予定日数は本人100日、妻130日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を導入予定です。申請地は申請者の自宅から徒歩で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は916㎡です。権利取得後は、野菜類、果樹の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号5番

	譲受人の規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は本人 55 年・30 年で、年間従事予定日数は 330 日・320 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は自宅から自動車で 2 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 130,118.15 m²です。権利取得後は、露地野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号 6 番 譲受人の規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は 2 年で、年間従事予定日数は 200 日・30 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は自宅から徒歩で 5 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 6,550 m²です。権利取得後は、柑橘の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号 7 番 譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人がおり、農作業歴は 40 年、年間従事予定日数は 120 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は購入予定地から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 234.16 m²です。権利取得後は、季節野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号 8 番 譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴はともに 10 年、年間従事予定日数は 150 日・100 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は自宅から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 795 m²です。権利取得後は、蔬菜・根菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上、申請番号 1 番から 8 番について、許可基準の各号の制限には該当しないことから、許可することを原案といたします。 第 164 号議案の説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の番号 5 番以外の番号について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議長	議事参与を受ける案件以外の番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、該当番号については原案のとおり決定いたします。
議長	続いて、本議案の申請番号 5 番になります。ここで■■委員には、一時退室をお願いします。
議長	申請番号 5 番について発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 申請番号 5 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

	(賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	事務局は、委員を入室させてください。
議長	つづいて、第 165 号議案の農地法第 5 条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、第 165 号議案について説明させていただきます。 議案書 6 ページをご覧ください。 所有権移転 3 件、使用貸借件設定 2 件です。 議案書 7 ページをお開きください。お手元の農地区分表と許可基準表に沿って概要を説明致します。それぞれの申請者、申請地についてはご覧のとおりとなります。 申請番号 1 番。 売買により、譲受人が狩猟活動を行うにあたり活動拠点となる倉庫・資材置場・駐車場として利用することを目的として転用するものです。 立地基準についてです。農地区分は、区分表の最下段、第 2 種農地「上記のいずれにも該当しない農地」に該当します。「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてです。預金通帳の写しが添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで、排水については、小堤及び浸透枳を設け、雨水が隣接地へ流入しないよう対策を講じますので、被害防除の観点から適切であると考えます。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま 申請番号 2 番。 20 年間の使用貸借権設定により、住宅の建築を目的として転用するものです。 立地基準についてです。農地区分は、区分表の第 3 種農地②「駅及び支所から 300m 以内の農地」に該当します。第 3 種農地ですので許可できるものになります。 次に転用許可の一般基準についてです。融資の事前相談の結果が添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成については、盛土最大 20 cm を予定しています。給排水については、上水道と合併浄化槽を利用し、雨水は小堤を設け、敷地内の集水枳にて集水後、既設道路側溝へ排水する計画であるため、被害防除の観点から適切であると考えます。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま 申請番号 3 番。 1 年間の使用貸借権設定により、農地造成を目的として転用するものです。農地法上の手続きを行わずに既に造成を行っていたことから、始末書が添付されています。 立地基準についてです。農地区分は、区分表の第 2 種農地③「市街地に近接しており、一段農地の規模が概ね 10ha 未満の区域にある農地」に該当します。「一時的な利用に供するために行うもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないもの」であることから第 2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてです。預金通帳の写しが添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。基礎地盤となる埋立てについては既に完了しており、今後は 1 年間で耕作土を整地し農地に復元して所有者に返す予定です。排水方法については、雨水は自然浸透を基本とし、オーバーフロー水は一畝田財産区に設置する排水路に流す予定です。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま 申請番号 4 番。 売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。 立地基準についてです。農地区分は、区分表の第 2 種農地③「市街地に近接しており、一段農地の規模が概ね 10ha 未満の区域にある農地」に該当します。「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてです。残高証明書が添付され、事業実施に必要な資金

	力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで、排水方法については、雨水は土堰堤を設け、隣接地へ流入しないよう対策を講じますので、被害防除の観点から適切であると考えます。 また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、小売電気事業者との売電に関する売電契約書が添付されております。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま
	申請番号5番。 売買により、駐車場を目的として転用するものです。農地法上の手続きを行わずに以前から駐車場として利用していたことから、始末書が添付されています。 立地基準についてです。農地区分は、区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」に該当します。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であることから第2種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてです。領収書の写しが添付されており、土地造成は無く、排水方法については、隣接地の方が高いため、雨水が流れ込まないようになっていますので、被害防除の観点から適切であると考えます。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま
	以上、第165号議案5件、全てにつき、許可相当意見とすることを原案といたします。議案の説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。 ただいまから質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
農業委員	申請番号5番について、かなり長い期間駐車場として利用しているようだが、このタイミングで転用の申請に至った理由はあるのか。
事務局	今回、現状に合わせて所有権移転する時に、農地法の手続きがされていないことが発覚したためです。
議長	その他ご発言もないようですので。採決を取りたいと思います。
議長	第165号議案について、原案のとおり許可相当意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第166号議案の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条各号に基づく農用地利用集積等促進計画に対する意見の決定及び要請について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、第166号議案についてご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。今回は、賃借権設定が2件、使用貸借権設定が7件となっております。 続いて、議案書の10ページをご覧ください。表の「地域計画」の欄に「内」と記載されている筆は、地域計画の目標地図に位置付けられている農地です。今回は、申請番号1番から5番の農地が、地域計画区域内に含まれております。 次にこれらの農地における貸付の区分についてご説明いたします。中間管理機構を通じて貸付をする際には地域計画において農業を担う者として位置付けられている方へ貸し付けるという条件がありますが、農業を担う者以外へ貸し付ける場合であっても、別紙の例

	外 1～3 のいずれかを満たす場合には貸し付けが可能となります。表の「例外規定」の欄に「例外③」と記載されているものは、契約期間が 10 年未満と短く、一時的な貸付として整理しており、例外の 3 に該当します。 また、申請番号 5 番につきまして、こちらは相続登記がされていないことにより所有者が判明しない農地のため、備考に記載のあるとおり「所有者不明農地」の制度を活用して利用権設定を行いました。 こちらについては、愛知県知事により令和 8 年 7 月 13 日付で裁定が行われています。 続いて、地域計画区域外の農地に関する議案内容についてご説明いたします。申請番号 6 番から 9 番の農地が地域計画区域外の農地となります。 地域計画区域外の農地では、農用地利用の効率化および高度化の促進を図る場合であれば、農業委員会の要請により、農地の賃借が可能となります。この場合には、市から地域計画に支障がない旨の意見を得る必要があり、その意見を踏まえて農業委員会で要請して良いかを審議します。 なお、本件については、令和 8 年 7 月 22 日付で、市の担当者より「意見なし」との回答を得ております。 以上、申請番号 1 番から 9 番までの案件につきましては、農用地利用集積等促進計画の基本方針および農地中間管理事業規程に適合しており、賃貸借権の設定等を行うための要件を満たしていると判断いたします。 したがって、第 166 号議案につきましては、適当であるとの原案を提案いたします。以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 だいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議長	第 166 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 167 号議案の農業経営基盤強化促進法第 19 条に定める地域計画に関する意見聴取について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	167 号議案についてご説明いたします。 別添資料で第 167 号議案関係資料の 1 頁をご覧ください。 農地法の改正により、地域計画区域内での事業申請があった場合には、関係者での協議が必要と定められており、今回も新城市より書面協議といった形で依頼がありました。 事業件数としましては区域からの除外が 1 件と営農型太陽光発電施設への一時転用が 1 件になります。 これまでの総会でもご説明をさせていただきましたように、本議案における判断基準が明確となっていないため、農地法や農振法の判断基準にて協議をいただきたいと思います。 それでは、「1. 地域計画の変更」につきまして、別紙の 168 号議案関係資料を基にご説明させていただきます。 1 頁をご覧ください。 この案件につきましては、新城市日吉にあります新城市クリーンセンター敷地について、地域計画区域から除外したいというものになります。 平成 12 年 2 月より新城市のゴミ焼却施設として利用されており、農振除外手続き等が漏

	れたままになっていることが判明したため、今回手続きをするものです。 2頁をご覧ください。 農振法上の除外要件を記載しております。除外にあたっては13条第2項の6要件を満たす必要があり、本案件につきましては、記載のとおり整理が付けられるものと判断しております。 簡単にですが、第1号は必要性であり、忌み施設であることや規模、また位置などから、当該地に施設を配置することの必要性は謳えるものと考えます。 第2号は地域計画の有無ですが、本議案であり、現在、除外に向けて調整中です。 第3号は集積についてですが、農用地の周辺部であり、影響を与えません。 また第4号は担い手への集約についてですが、過去よりクリーンセンターとなっており、影響は与えません。 第5号は農業用施設への影響ですが、該当施設はありません。 第6号はほ場整備事業等の有無ですが、事業施行地ではございません。 他法令についても、該当なく、本案件について問題はないものと判断しております。 続きまして、「2. 営農型太陽光発電施設への一時転用について」です。 第167号議案関係資料の1頁、下部になります。 こちらは須長地内の農地に営農型太陽光発電施設を設置するため、令和5年8月に支柱部分についての一時転用許可がされた案件になります。 一時転用の期間が3年であり、今回、その許可期間が終了するため、再申請されたものとなります。今回が1回目の更新となります。 2頁、3頁に位置図を添付しております。 また、4頁に土地利用計画図を、5頁に現在の写真を添付いたしております。 これまで同様に当該農地にて、さかきの栽培をする計画となっております。 5頁の現況写真のとおり生育状況としましては収穫販売に至るような状況にはまだありませんが、一般的に平均単収近く収穫でき、かつ販売に至るには6年程度かかるということから今回の更新はやむを得ないものと判断いたします。 なお、今回の更新は厳しい状況にある旨を申請者と話す中で、「彩のさかき」という実績を上げている業者から指導を受け、適正に進めていくと聞いております。実際に東郷地区の現地確認の際に「彩の榊」の従業員が堆肥を入れ、うねを立てて水みちを作っている現場を確認しております。 以上のことから第167号議案については、地域計画区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障はないため、「意見なし」を原案といたします。 以上で167号議案の説明を終了いたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 だいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議長	第167号議案について、原案のとおり変更することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第168号議案の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2による農業振興地域整備計画に対する意見の決定について上程します。 なお、こちらの議案につきましては、第167号議案におけるクリーンセンター用地の事業であるため、事務局からの説明は省略とさせていただきます。
議長	採決を取りたいと思います。 第168号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	次に報告事項に入ります。

	事務局より説明をお願いします。
	(議案書のとおり説明。)
議長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
議長	ご意見等ないようです。 これらは報告案件でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。
議長	以上をもちまして、第 34 回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。
	午後 3 時 0 0 分議長は本会の閉会を宣した。